



2009年6月1日

各 位

会社名 エスフーズ株式会社
代表者 代表取締役社長 村上 真之助
(コード番号 2292 東証・大証第一部)
問合せ先 専務取締役
経営管理本部長
富 沢 進
(TEL. 0798 - 43 - 1065)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成21年6月1日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

・自己株式の取得

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、経営環境の変化等に対応した機動的な資本政策を可能とすることを目的として、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 4,300,000株を上限とする。
(発行済株式総数に対する割合 13.33%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 3,100,000,000円を上限とする。 |
| (4) 株式の取得期間 | 平成21年6月2日から平成21年7月31日まで |

・自己株式の公開買付け

1. 買付け等の目的

当社は、かねてより、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行、資本効率の改善及び株主への利益還元を目的として、自己株式の取得を行うことを検討しておりましたが、平成21年4月、当社の主要株主である有限会社ファイブエム(以下、「ファイブエム」といいます。)より、保有する当社株式の一部売却を検討したい旨の連絡を受けました。ファイブエムは、当社の創業者であり、現取締役相談役である森島征夫氏が取締役を務め、また、出資者となっている未上場会社であります。森島征夫氏は、平成20年5月に当社の代表取締役会長を退いており、経営面のみならず資本関係においても段階的に薄めていきたいとの意向から、今回の売却の検討に至ったものです。当該連絡を受け、当社は、当社株式の流動性及び市場価格への影響を鑑み、当該株式を自己株式として買い受けること

についての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が自己株式として買い受けることは、上記目的に繋がるものと判断いたしました。

これを受け、当社は、平成21年6月1日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式を取得することを決議し、自己株式の取得を行うことを決議いたしました。なお、自己株式の取得にあたっては、株主間の平等性、取引の透明性等の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。これに伴い、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）に従い、発行者による上場株券等の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うものであります。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

種類	総数	取得価額の総額
普通株式	4,300,000 株	3,100,000,000 円

(注) 発行済株式総数に対する割合 13.33% (小数点以下第三位を四捨五入)

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 買付け等の期間

買付け等の期間

平成21年6月2日（火曜日）から平成21年6月29日（月曜日）まで（20営業日）

公開買付開始公告日 平成21年6月2日（火曜日）

- (2) 買付け等の価格 1株につき 金 700円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

買付価格の算定につきましては、上場会社の行う自己株式の取得が一般的に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることを勘案し、当社株式の市場価格を最優先に検討いたしました。また、適正な時価を算定するためには、直近1日の市場価格だけではなく、一定期間の株価変動も考慮する必要があるとの考えから、本公開買付けを決議した取締役会開催日の直近の株価と過去の自己株式の公開買付けの実例を踏まえて、本公開買付けを決議した取締役会開催日の前営業日までの過去2週間（平成21年5月18日から平成21年5月29日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均749円（円未満四捨五入）に対して7%のディスカウントとなる700円（10円未満四捨五入）を本公開買付価格とすることが妥当であると判断いたしました。なお、平成21年5月29日の当社普通株式の終値は769円となっておりますが、本公開買付けに応募せずに当社株式を継続して保有する株主の利益を尊重する観点から、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの過去2週間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均から一定のディスカウントで買い付けることが望ましいと判断しました。

算定の経緯

当社は、かねてより、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行、資本効率の改善及び株主への利益還元を目的として、自己株式の取得を行うことを検討しておりましたが、平成21年4月、当社の主要株主であるファイブエムより、保有する当社株式の一部売却を検討したい旨の連絡を受けました。そこで当社は、当社株式の流動性及び市場価格への影響を鑑み、当該株式を自己株式として買い受けることについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が自己株式として買い受けることは、上記目的に繋がるものと判断いたしました。なお、自己株式の取得にあたっては、株主間の平等性、取引の透明性等の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断

いたしました。平成 21 年 5 月 22 日に、当社よりファイブエムに当社が独自に決定する価格での公開買付けを実施した場合の応募について打診し、応募を前向きに検討する旨の回答を得ましたので、買付価格算定の具体的な検討を開始いたしました。その結果、平成 21 年 6 月 1 日開催の取締役会において、本公開買付けを決議した取締役会開催日の直近の株価と過去の自己株式の公開買付けの実例を踏まえて、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの過去 2 週間（平成 21 年 5 月 18 日から平成 21 年 5 月 29 日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均 749 円（円未満四捨五入）に対して 7% のディスカウントとなる 700 円（10 円未満四捨五入）を本公開買付価格とすることを決定いたしました。

なお、当社の取締役相談役である森島征夫氏は特別利害関係人に該当するおそれがあることから、本公開買付けに関する取締役会決議に参加しておりません。

(4) 買付予定の株券等の数

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	4,200,000 株	- 株	4,200,000 株

(注 1) 発行済株式総数に対する割合 13.02%

(注 2) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数（4,200,000 株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元（500 株）未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等の中から順次、各応募株主等につき 1 単元の応募株券等の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(注 3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取る場合があります。この場合、当社は、法令の手に従い当該株式を買い取ります。

(5) 買付け等に要する資金 2,958,000,000 円

(注) 買付予定数（4,200,000 株）を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用（公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用）の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法及び開始日

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

復代理人を通じて応募された場合は、下記の復代理人を通じて決済をいたします。

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

決済の開始日

平成21年7月6日(月曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合は常任代理人)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(イ) 個人株主の場合

買付代金と買付けられた株式に係る取得価額との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税に係る源泉徴収税額(買付価格が1株当たりの資本金等の額を超える部分につき原則として、その差額の7%に相当する金額)が差し引かれます。

4. その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

当社の主要株主であるファイブエム(当社普通株式4,862,087株(平成21年6月1日現在)を保有しており、その持株比率は当社発行済株式総数の15.07%(小数点以下第三位を四捨五入)に相当します。)から、本公開買付けに対して、保有する当社普通株式の一部に応募する予定である旨の通知を受けております。

(ご参考) 平成21年4月30日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く)	32,212,842株
自己株式数	54,879株

以上